

八代市建設工事に係る業務委託最低制限価格制度事務取扱要領

令和5年8月22日

財務部長専決

(趣旨)

第1条 この要領は、市が競争入札により建設工事に係る測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務その他これらに類する業務（以下「測量・コンサル業務」という。）の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるときにおける最低制限価格の取扱いに関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項及び八代市競争契約入札心得（平成17年八代市告示第134号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格の設定の対象とする業務は、設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が100万円を超えるものとする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、最低制限基準額に、無作為（ランダム）係数（無作為に算出される

1.00000から1.01000までの数値（小数点以下第5位まで）をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

2 前項の最低制限基準価格は、別表業務区分の欄に掲げる測量・コンサル業務ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表の①の欄から④の欄までに掲げる額（1円未満切捨て）の合計額（その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては当該額（1円未満切捨て）、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該額（1円未満切捨て））とする。ただし、次の各号に掲げる測量・コンサル業務における最低制限基準価格は、当該各号に定める額（1円未満切捨て）とする。

(1) 別表に掲げる測量業務 予定価格の算出の基礎となった同表の①の欄から④の欄までに掲げる額（1円未満切捨て）の合計額（その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該額、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該額）

(2) 別表に掲げる地質調査業務 予定価格の算出の基礎となった同表の①の欄から④の欄までに掲げる額（1円未満切捨て）の合計額（その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては当該額、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該額）

3 第1項の規定にかかわらず、別表に掲げられていない測量・コンサル業務については、予定価格に10分の7.5を乗じた額（1円未満切捨て）に無作為（ランダム）係数を乗じて得た額（1円未満切捨て）を最低制限価格とする。

4 複数の測量・コンサル業務を一の業務として複合して積算している場合には、個々の対象業

務ごとに別表の①の欄から④の欄までに掲げる額（１円未満切捨て）の合計額（その額が予定価格に主たる業務で用いる上限の係数を乗じて得た額を超える場合にあっては当該額（１円未満切捨て）、予定価格に主たる業務で用いる下限の係数を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該額（１円未満切捨て））に無作為（ランダム）係数を乗じて得た額（１円未満切捨て）を最低制限価格とする。

（入札参加者への周知）

第４条 最低制限価格を設定したときは、八代市契約規則（平成１７年八代市規則第１７８号）第１３条に規定する入札の公告及び同規則第２１条第２項に規定する通知において、最低制限価格を設定していることを記載するものとする。

（落札者の決定）

第５条 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回る価格の入札があったときは、入札執行者は、政令第１６７条の１０第２項の規定により、当該入札をした者を失格とする。

２ 最低制限価格を設定した入札において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、入札執行者は、このうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

（最低制限価格の公表）

第６条 最低制限価格を設定した入札があったときは、入札執行者は、その執行後において、最低制限価格を公表するものとする。

（その他）

第７条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告又は指名通知を行う競争入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は指名通知を行うものについては、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月３日財務部長専決）

（施行期日）

１ この要領は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告又は指名通知を行う競争入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は指名通知を行うものについては、なお従前の例による。

附 則（令和７年４月１６日財務部長専決）

（施行期日）

１ この要領は、令和７年５月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八代市建設工事に係る業務委託最低制限価格制度事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後の予算の執行に係る測量・コンサル業務について適用し、同日前の予算の執行に係る測量・コンサル業務については、なお従前の例による。

附 則（令和8年2月25日財務部長専決）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八代市建設工事に係る業務委託最低制限価格制度事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後の予算の執行に係る測量・コンサル業務について適用し、同日前の予算の執行に係る測量・コンサル業務については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額（1円未満切捨て）	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額（1円未満切捨て）	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額（1円未満切捨て）
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額（1円未満切捨て）
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額（1円未満切捨て）	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額（1円未満切捨て）
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額（1円未満切捨て）